

# 令和7年度北の近江女性IT基礎スキル向上事業業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

令和7年度北の近江女性IT基礎スキル向上事業業務委託

## 2. 業務の目的等

(背景)

- ・子育て等を理由に離職後、就業を希望する女性が多いが、離職してからのブランクが長いと、目まぐるしく進む企業内でのIT化に対応できないのではないかという不安を感じる人が多く、再就労に向けて一歩踏み出すために、ITスキルの向上が必要である。
- ・県北部地域（長浜市、米原市、高島市）は人口減少や高齢化が著しい地域であり、今後、あらゆる働き手を確保するためにも、女性の活躍が求められている。

(目的)

- ・県北部地域の女性が参加しやすい、IT基礎スキルを学ぶ場を提供することにより、再就労を支援し、県北部地域の女性の活躍を支援するとともに、県北部地域の労働力の確保につなげる。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

## 4. 委託業務の対象

県北部地域（長浜市、米原市、高島市）に在住し、子育て等を理由に離職後、就業を希望する女性等。

## 5. 委託業務の内容

### (1) IT基礎スキルを学ぶための講座の実施

#### ①講座の概要

- ・実施期間 令和7年7月頃から令和8年12月頃まで
- ・実施場所 県北部地域（長浜市、米原市、高島市）
- ・実施形式 原則対面（オンラインのみは不可。対面とオンラインの併用は可。）
- ・実施回数 5回程度
- ・実施時間 1回あたり3時間程度
- ・定員 1回あたり10人程度

#### ②講座の内容やレベル

- ・チラシ、リーフレット、SNS、Webサイト等を作成するためのIT基礎スキルを学ぶ内容とすること。
- ・パソコン操作が不慣れでも参加でき、ITスキルの不足に伴う不安を解消し、再就労しようと思えるきっかけとなるような内容とすること。

- ・講義形式と、パソコン等を使う実習形式の両方を行うこと。
- ・実施回数5回程度のうち、3回程度は、県北部地域全体から対面で参加しやすいよう、本会場とサテライト会場を設けて実施すること。

### ③実施体制

- ・講師の派遣は受託者が行う。
- ・実習形式の講座は、実習補助スタッフを2名程度配置する。
- ・受講希望者の申込受付、参加者への連絡、講座実施当日の運営、資料作成、印刷その他講座開催にかかる業務は受託者が行う。
- ・講座開催場所の会場借上料は、受託者の負担とする。
- ・実習形式の講座に必要なパソコン等は、受託者または利用者の負担とする。
- ・実習形式の講座で用いるデザインソフト等は、受講者に費用が発生しないようにする。

### (2) 就労への個別相談や、デジタルスキル支援

- ・委託期間中、企業への就業、起業、在宅ワーク、デジタル業務の受注など、受講者が就労への一歩を踏み出すことについて、個別相談を行う。
- ・相談内容によって、滋賀マザーズジョブステーションやハローワーク、男女共同参画センター、県や市等の就労支援事業等へ連携する。
- ・委託期間中、デジタルスキルについてのアドバイスやサポートを行う。

※上記(1)(2)は目安であり、これを上回る提案も可。

### (3) 広報

- ・本業務の受講者の募集のため、県北部地域において、効果的な広報を行う。
- ・広報のための費用は受託者が負担する。

## 6. 委託業務の結果報告

- (1) 委託業務終了後、実施した事業の内容を示した報告書を作成し、提出すること。
- (2) 講座受講者のうち、就労への個別相談や、デジタルスキル支援を行った人数、実際に就労につながった人数を報告すること。

## 7. 特記事項

- (1) 本委託業務の実施に当たり、責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを県に書面で報告すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務を通じて得た個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- (4) その他、仕様のない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。